

○体育又は文化に関する各種大会等参加費用の補助に関する規程

昭和59年3月31日規程第15号

改正

昭和62年8月18日規程第12号

平成元年12月8日規程第11号

平成10年7月13日規程第5号

平成18年3月30日規程第5号

平成20年4月9日規程第2号

令和2年2月19日規程第4号

体育又は文化に関する各種大会等参加費用の補助に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大野城市民又は大野城市立小学校及び中学校に在学する児童若しくは生徒（以下「児童生徒」という。）が、体育又は文化に関する各種大会等（以下「大会等」という。）に参加するために要する費用の補助に関し、大野城市補助金交付規則（昭和59年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げるものとする。ただし、福岡県民体育大会・全国青年大会等別に定める大会等に参加する者は除く。

- (1) 学校教育の一環として、文部科学省又は福岡県教育委員会が主催又は後援する大会等に参加する児童生徒及び引率者
- (2) 国県及びこれらの関係団体主催による大会等（福岡県並びに佐賀県鳥栖市、神崎市、神埼郡及び三養基郡で開催されるものを除く。）に参加する大野城市民で、本市教育の振興に寄与し今後とも貢献すると認められるもの及び引率者
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 補助対象者数の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 大会等参加者 当該大会等の開催要項等で定められた参加定員の範囲内で市長又は教育委員会が定める数
- (2) 引率者 前号の参加定員に応じ、市長又は教育委員会が定める数

(補助金の額)

第3条 市が補助する額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号又は第3号に該当する者が団体会で大会等に参加する場合であって、当該団体に係る別表により算出する額が60万円を超えるときは、当該団体に対して市が補助する額は、60万円とする。

3 この規程による補助金以外に他から補助金その他の助成を受ける場合の補助金の額は、前2項の規定による額から当該他から受ける補助金その他の助成の額を差し引いた額とする。

(補助対象経費)

第4条 第2条第1項第1号及び第3号の補助対象者に対する補助の対象となる経費は、次に掲げる旅費及び宿泊費とする。

(1) 旅費 大野城市職員等の旅費に関する条例(平成18年条例第3号。以下「旅費条例」という。)の一般職の職員の例により算定した額(日当、宿泊料及び食卓料を除く。)

(2) 宿泊費 大会等の初日前日から参加すべき最終日までのうち市長又は教育委員会が必要と認めた夜数について、当該大会等の開催要項等で定められた1泊当たりの宿泊料と旅費条例で定められた一般職の職員の1泊当たりの宿泊料のいずれか低い額(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に教育委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年規程第12号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和62年8月15日から適用する。

附 則 (平成元年規程第11号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年規程第5号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年規程第5号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月9日規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、平成20年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の体育又は文化に関する各種大会等参加費用の補助に関する規程の規定は、施行日以後に開催される大会等の参加費用について適用し、同日前に開催された大会等の参加費用については、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月19日規程第4号）

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の体育又は文化に関する各種大会等参加費用の補助に関する規程の規定は、施行日以後に開催される体育又は文化に関する各種大会等（以下「大会等」という。）に係る補助について適用し、施行日前に開催された大会等に係る補助については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

該当条項	開催地	経費区分	1人当たり補助額
第2条第1項第1号			第4条に掲げる経費の全額
第2条第1項第2号	北海道	児童生徒	5万円
		児童生徒以外の者	3万円
	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	児童生徒	4万円
		児童生徒以外の者	3万円
	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、沖縄県		3万円
	富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県		2万5千円
	福井県、三重県、滋賀県、京都府		2万円

	府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県		
	徳島県、香川県、愛媛県、高知県		1 万 3 千円
	島根県、岡山県、広島県、宮崎県、鹿児島県		8 千円
	山口県、佐賀県（鳥栖市、神崎市、神埼郡及び三養基郡を除く。）、長崎県、熊本県、大分県		3 千円
第 2 条第 1 項第 3 号		児童生徒	第 4 条に掲げる経費のうち市長が定める額（5 万円を限度とする。）
		児童生徒以外の者	第 4 条に掲げる経費のうち市長が定める額（3 万円を限度とする。）